

# 令和4年度青森県農地中間管理事業推進方策

青 森 県

(公社)あおもり農業支援センター  
(農地中間管理機構)

(一社)青森県農業会議  
(農業委員会ネットワーク機構)

青森県土地改良事業団体連合会

青森県農業協同組合中央会

## 1 取組方針

県では、本県農業の持続的発展を図るため、担い手に農地の9割を集積・集約化することを目標として、農地中間管理事業（以下「機構事業」という。）による農地の利用集積と有効活用を進めており、令和2年度末の農地集積率は、57.6パーセントとこれまでの取組の成果が着実に現れてきています。

このような中、国では、将来的な農業者の減少の加速化等を踏まえ、生産の効率化やスマート農業の展開等を通じた農業の成長産業化に向け、より一層の農地の集積・集約化等を促進することを目的に農業経営基盤強化促進法等（以下「基盤法」という。）を改正することとし、それに伴い市町村では、地域ごとに農地の効率的かつ総合的な利用の目標（「目標地図」を含む）等を定めた「地域計画」の策定が求められる見込みです。

このため、県、公益社団法人あおもり農業支援センター、一般社団法人青森県農業会議、青森県土地改良事業団体連合会及び青森県農業協同組合中央会の5者が連携し、市町村、農業委員会等との情報共有と推進体制の検討を進めながら、市町村が行う地域計画の策定と合わせて、農地中間管理事業を軸とした農地の集積・集約化を一層促進させていく以下の取組を重点的に推進します。

## 2 取組内容

### (1) 担い手への農地の集約化に向けた取組強化

本県農業の生産基盤である農地の効率的な利用を促していくため、これまでの農地の「集積」への取組に加え、担い手の経営コストが低減され、経営基盤の強化が図られる「集約化」への取組を強化します。

また、地域計画の策定に伴い、今後作成予定である「目標地図」では、市町村や農業委員会の役割が重要となることから、これに先立ち、機構事業の活用度合いが高い

地域を優先して、担い手への農地の集積・集約化を加速するため、関係機関が連携して以下の活動に取り組みます。

- ① 県内からモデル地区（地域）を選定し、農地中間管理機構の保有する農地データに市町村、農業委員会の保有する農地データを補完することで、地域の集積・集約化の状況を把握
- ② モデル地区（地域）ごとに関係機関で構成する推進会議を設置し、地区の状況に応じて、機構事業や地域集積協力金等を活用した担い手への農地の集約化を検討
- ③ 関係機関の現地コーディネーターが調整役となり、モデル地区（地域）の座談会等での話し合いを踏まえ、担い手への農地の集約化を推進
- ④ 上記の取組状況を関係機関で情報共有し、それぞれの地域での話し合いによる「目標地図」の作成等への活用を支援

## （２）取組内容や対象の重点化による集中的な取組の展開

地域によって農業経営の特徴や農地集積の状況が大きく異なることから、市町村が地域の実情を踏まえて「重点取組事項」を設定し、関係機関・団体が連携してその実践を支援します。

また、集落営農法人や大規模経営体への個別訪問による機構事業の活用の誘導や、法的な手続をしていない農地の貸借（未手続貸借）から機構事業による利用権設定を促すなど、対象者や内容を絞り込んだ集中的な取組を展開します。

さらに、樹園地を良好な状態で担い手へ継承していくため、モデル地区における関係機関と連携した速やかなマッチングに取り組むとともに、「農地利用の最適化」の業務を担う農業委員や農地利用最適化推進委員の役割が一層重要となることから、それぞれの地域における活動強化を支援します。

- ① 地域の実情を踏まえた市町村毎の「重点取組事項」の設定
- ② 重点取組期間を設定し、集落営農法人や大規模経営体への機構事業の活用の誘導等による地域や対象者などを絞り込んだ機構事業の活用の働きかけ
- ③ 離農予定者の樹園地データの一元管理と関係機関の情報共有による速やかなマッチングのモデル的な実施
- ④ 地域集積協力金の活用による農地集積の促進
- ⑤ 農業委員等の農地利用最適化活動をフォローアップする研修会等の実施

### **(3) 基盤整備事業と農地中間管理事業の連携強化**

基盤整備事業実施地区の事業推進協議会や農地耕作条件改善事業実施地区の地域の話合いなどに参画し、機構事業の活用を誘導します。

また、農地中間管理機構が借り入れた農地について、農業者の負担なしで基盤整備を実施できる農地中間管理機構関連農地整備事業（以下「機構関連事業」という。）を円滑に推進するため、関係機関が連携して事業の進捗に応じた支援を行うなど、基盤整備を契機とした担い手への農地の集積・集約化を推進します。

- ① 基盤整備事業実施地区における事業推進協議会への参画と機構事業活用への誘導
- ② 関係機関との連携による機構関連事業の推進
- ③ 農地耕作条件改善事業実施地区における機構事業活用の強化
- ④ 基盤整備事業実施予定地区における、地域営農ビジョン等の作成支援
- ⑤ 土地改良区への業務委託による、基盤整備事業実施地区の農業者への機構事業の周知と貸借事務等の実施

### **(4) 県民に対する農地中間管理事業の周知**

機構事業の制度浸透を図るため、農業者はもとより、農地の出し手となり得る県民の関心が高まるように継続して県民への新聞、ラジオ、広報誌等を活用した広報活動を実施します。

### 3 推進に向けた関係機関の役割分担

業務内容	機関・団体	県(県民局)		機 構	農 業 会 議	県土連	市町村		農協 中央会	農 協	改良区	りんご 協 会
		農地集積	農地整備				担当課	農委				
(1) 担い手への農地の集約化に向けた取組強化												
①モデル地区選定状況把握		◎(○)		◎	○	○	◎	◎	○	○		
②推進会議設置・集約化検討		○(◎)		◎	○	○	◎	◎	○	○		
③話し合い集約化推進		○(◎)	○(○)	◎	○	○	◎	◎	○	○	○	
④情報共有、各地域の支援		◎(○)	○(○)	○	○	○	◎	◎	○	○	○	○
(2) 取組内容や対象の重点化による集中的な取組の展開												
①重点取組事項の設定		○(○)		○			◎	◎				
②重点期間の設定と働きかけ		◎(○)		◎	◎	◎	◎	◎	◎	○		○
③樹園地のマッチングモデルの実施		◎(○)		◎	◎		○	◎	○	○		○
④協力金活用による農地集積の促進		◎(◎)	○(○)	○	○	○	◎	◎	○	○	○	
⑤最適化研修会等の実施		◎(○)		○	◎	○						
(3) 基盤整備事業と農地中間管理事業の連携強化												
①事業推進協議会等への参画と誘導		(○)	○(◎)	○		○	◎	○	○	○	◎	
②機構関連事業の推進		○(○)	◎(◎)	◎		◎	◎	○			○	
③耕作条件改善事業における機構活用		○(○)	◎(◎)	○		◎	◎				◎	
④地域営農ビジョンの作成支援		○(◎)	○(◎)	○		○	○	○	○	○	○	
⑤土地改良区への業務委託等		○( )		◎		○	○	○			◎	
(4) 県民に対する農地中間管理事業の周知												
新聞・ラジオ等による広報活動		◎(○)		◎	○	○	◎	◎	◎	○		○

(注) 1 ◎は主体的に関与 ○は積極的に協力 無印の場合でも状況に応じて協力

2 農地集積⇒構造政策課、(県民局)農業普及振興室、農地整備⇒農村整備課、(県民局)農村整備担当課。